

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
1	総務課	栄典表彰事務	特定の私人の栄誉・功績を表彰するため。	被表彰者	■	□	■	□	■
2	総務課	総合賠償保険事務	市の過失によって人の身体もしくは財産に損害を与えた場合に保険から損害額を支払うため。	事故の相手方	■	□	■	■	■
3	人事課	職員採用試験事務	正規職員、会計年度任用職員を採用するため。	受験者	■	■	■	□	■
4	総務課	議案調整事務	議会に付する議案の調整のため。	議会に付すべき事案の関係者	■	□	■	□	□
5	人事課	インターンシップ(職場体験)受入事務	下呂市役所にインターンシップを希望する者を受け入れるため。	インターンシップ希望者	■	□	■	□	□
6	総務課	情報公開審査会事務	公開決定等または公開請求に係る不作為に対する審査請求に係る諮問についての調査審議及び審査会の運営に係る事務。	情報公開請求者、審査請求人、参加人、審査会が適当と認める者(参考人)及び補佐人並びに審査会の委員	■	■	■	■	■
7	総務課	寄附採納事務	下呂市に対して申出のあった寄附について、採納もしくは不採納の判断を行い、当該寄附金の処理をするもの。	寄附者	■	□	□	□	□
8	総務課	情報公開事務	行政情報の公開請求を受け付け、公開・非公開等の決定・通知等を行う。	情報公開請求者、第三者意見聴取の対象者	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

総務部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
9	総務課	行政相談委員の任命等に係る事務	行政相談委員の任命等をするため。	行政相談委員およびその候補者	■	□	■	□	□
10	総務課	サロン益田会員管理事務	サロン益田の会員管理などの運営事務を行うため。	サロン益田会員	■	□	■	□	□
11	総務課	行政機関等における個人情報等の取り扱いに関する苦情相談事務	行政機関等における個人情報等の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速に処理をするため。（個人情報の保護に関する法律第128条関係）	苦情の申出人、苦情の申出人以外の当事者	■	□	□	□	□
12	総務課	個人情報開示・訂正・利用停止請求、是正申出の処理事務	開示・訂正・利用停止請求を受け付け、開示・非開示等を決定・通知し、開示等を行うほか、是正の申し出を受け付け、それに対する処理を行うため。	開示・訂正・利用停止請求者（法定代理人又は本人の委任による代理人を含む）、是正申出者等	■	■	□	□	□
13	総務課	個人情報保護審査会事務	開示・訂正・利用停止等又は、開示・訂正・利用停止請求に係る不作為に対する審査背請求に係る諮問についての調査審議及び審査会の運営に係る事務のため。	開示・訂正・利用停止請求者、審査請求人、参加人、審査会が適当と認める者（参考人）及び補佐人並びに審査会の委員	■	■	■	■	■
14	総務課	文書の收受	郵送及び運送による文書の收受の確認及び文書が所管課に正しく届けられたことを明らかにするため。	下呂市に対し文書を発する者	■	□	□	□	□
15	総務課	行政不服審査会審査請求事務	行政処分に対する審査請求に係る事務を行うため。	審査請求人、参加人、その他の関係人	■	■	■	■	■
16	総務課	平和関連署名収集事務	平和に関係する署名を収集するため。	署名者	■	□	□	□	□

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
17	総務課	行政不服審査会委員関係事務	委員名簿の作成や報酬支払い事務のため。	下呂市行政不服審査会審査委員	■	□	□	□	□
18	総務課	市に対する要望又はこれらに類するもの等に関する事務	区長、団体等から提出された要望書等の受付に関する事務を行うため。	市民、区長、団体等	■	□	□	□	□
19	総務課	行政改革に関する事務	行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する委員管理のため。	下呂市行政改革推進委員会委員	■	□	□	□	□
20	人事課	公務災害補償等認定委員会・審査会事務	公務災害補償に関し、認定・審査を的確かつ公正に行うための委員会・審査会事務	認定委員会、審査会に係る関係者	■	■	■	■	■
21	危機管理課	コミュニティ助成事業事務	下呂市宝くじ助成事業補助金申請事務のため。	自治会長	■	□	□	□	□
22	危機管理課	下呂市防災ヘリポート使用管理事務	防災ヘリポート使用者の管理、運営に関する事務のため。	防災ヘリポート使用申請者	■	□	■	□	□
23	危機管理課	下呂市戸別受信機貸与・修理・返還等管理事務	戸別受信機貸与・修理・返還事務を管理するため。	戸別受信機を貸与・修理・返還しようとするもの	■	□	□	□	□
24	危機管理課	御嶽山山岳遭難防止対策協議会事務	御嶽山山岳遭難防止対策協議会名簿を管理するため。	協議会役員、会員	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
25	危機管理課	下呂市交通安全協会等活動補助事務	下呂市交通安全協会の活動を補助するための名簿を管理するため。	下呂市交通安全協会役員	■	□	□	□	□
26	危機管理課	下呂市交通安全対策協議会事務	協議会委員名簿を管理するため。	協議会委員	■	□	□	□	□
27	危機管理課	下呂市国民保護協議会委員事務	県国民保護計画の見直し等に伴い、市国民保護計画の変更をかけるため意見を求めるため。	国民保護協議会委員	■	□	■	□	□
28	危機管理課	自衛官募集相談員事務	自衛官募集相談員名簿を管理するため。	自衛官募集相談員	■	□	□	□	□
29	危機管理課	下呂市通学路交通安全推進協議会事務	協議会組織名簿を管理するため。	協議会委員	■	□	□	□	□
30	危機管理課	下呂市避難行動要支援者事務	国が災害対策基本法を改正し、市町村が避難行動要支援者名簿を作成し、各自治体等へ提供することを義務付けたため。	下呂市避難行動要支援者制度対象者	■	■	□	□	■
31	危機管理課	避難所開設管理者事務	災害時の指定避難所の管理者と鍵開設者の名簿を管理するため。	避難所に指定する施設管理者及び鍵保管者	■	□	□	□	□
32	危機管理課	下呂市暴力追放推進協議会事務	協議会組織名簿を管理するため。	観光協会、商工会等	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
33	危機管理課	下呂市防災会議委員事務	県の地域防災計画等が改正され、それに伴い市の地域防災計画を改訂するときの、変更内容の承認をしていただくため。	防災会議委員	■	□	■	□	□
34	危機管理課	下呂市防災士育成事業補助金事務	防災士育成者の名簿を管理し、補助金を交付するため。	自治会長、消防団員、防災士会加入者	■	□	□	□	□
35	危機管理課	下呂市防災士会事務	防災士資格取得者の防災士会加入管理等のため。	防災士会加入者	■	□	■	□	□
36	危機管理課	自主防災組織資機材等整備事業補助金事務	自主防災組織の防災資機材購入補助金申請管理のため。	自治会長	■	□	□	□	□
37	危機管理課	被災者台帳事務	災害に係る被災者支援のため	市民	■	■	□	□	□
38	総務課	ホームページ問合せ対応事務	市民の市政に対する理解と信頼を深め、建設的な民意と世論を形成するため広報活動を実施するため。	下呂市ホームページメールでの問合せコーナーへの問合せ者	■	□	□	□	□
39	秘書課	後援名義使用承認事務	主催団体から提出された後援名義使用申請を審査し、基準により承認について判断するため。	後援名義申請者（団体）	■	□	□	□	□
40	総務課	広報誌発行事務	市民の市政に対する理解と信頼を深め、建設的な民意と世論を形成するため広報活動を実施するため。	広報紙に掲載される市民など	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
41	秘書課	広聴に関する事務	市民の意向を把握し、行政運営の参考とするため。	市民	■	□	□	□	□
42	税務課	法人市民税課税に関する事務	地方税法関係法令及び下呂市税条例の規定により法人市民税を賦課するため。	市内に事務所等を有する法人の役員及び株主	■	□	■	■	□
43	税務課	罹災証明書等交付業務	罹災証明書等を交付するため。	申請者	■	□	□	■	□
44	税務課	入湯税課税に関する事務	入湯税の賦課事務を公正かつ適正に行うため。	納税義務者	■	□	□	■	□
45	税務課	たばこ税課税に関する事務	たばこ税の課税、収納、及び管理を行うため。	たばこ税申告対象者	■	□	□	■	□
46	税務課	軽自動車税課税に関する事務	軽自動車税課税のための申告受付、賦課及び減免するため。	軽自動車等の所有者	■	■	□	■	■
47	税務課	個人市県民税課税に関する事務	個人市県民税課税のための申告受付、賦課及び減免するため。	個人市県民税申告者	■	■	■	■	■
48	税務課	税務証明交付事務	請求に対して租税に関する諸証明の交付、公簿の閲覧に応じるため。	請求者	■	■	□	■	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
49	税務課	市税に係る還付に関する事務	市税の過誤納金等を納税者に還付するため。	納税者	■	■	□	■	□
50	税務課	市税等に係る収納及び徴収に関する事務	市税等の収納及び滞納金を徴収するため。	市税等滞納者	■	■	■	■	■
51	税務課	市税の収納管理に関する事務	市税に係る収納金の管理を行うため。	納税者	■	■	□	■	□
52	税務課	固定資産税課税台帳登録に関する事務	固定資産税の賦課に要する課税要件を調査し登録するため。	固定資産税納税義務者	■	■	□	■	□
53	税務課	国民健康保険税徴収事務	国民健康保険税の徴収及び滞納整理のため。	国民健康保険税納税義務者及びその関係者	■	■	■	■	□
54	税務課	市税外収入等に係る収納及び徴収に関する事務	市税外収入等の収納及び滞納金を徴収するため。	市税外収入等滞納者	■	■	■	■	□
55	選挙管理委員会	検察審査員候補者抽出事務	検察審査員候補者抽出のため。	法令等に定める選挙人	■	□	□	□	□
56	選挙管理委員会	裁判員候補者抽出事務	裁判員候補者抽出のため。	法令等に定める選挙人	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
57	選挙管理委員会	在外選挙人名簿抄本管理事務	在外選挙人名簿抄本管理のため。	法令等に定める選挙人	■	□	□	□	□
58	選挙管理委員会	期日前投票（不在者投票・郵便投票）申請書事務	期日前投票（不在者投票・郵便投票）管理のため。	同申請をした選挙人	■	□	□	□	□
59	選挙管理委員会	選挙人名簿抄本管理事務（異動者リスト）	選挙人名簿抄本管理のため。	法令等に定める選挙人	■	□	□	□	□
60	選挙管理委員会	選挙人名簿抄本管理事務	選挙人名簿抄本管理のため。	法令等に定める選挙人	■	□	□	□	□
61	選挙管理委員会	選挙人名簿抄本管理事務（失権者リスト）	選挙人名簿抄本管理のため。	法令等に定める選挙人	■	□	□	□	■
62	選挙管理委員会	選挙管理委員会名簿事務	選挙管理委員及び補充員の名簿管理のため。	選挙管理委員及び補充員	■	□	□	□	□
63					□	□	□	□	□
64					□	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。